検定事業者による自己評価・情報公開・ 第三者評価ガイドライン (素案)

平成29年 月

検定試験の評価等の在り方に関する調査研究協力者会議

目 次

はじめに

- I. 検定試験の現状と評価の必要性について
- Ⅱ. 検定試験の自己評価について
 - (1) 評価の目的
 - (2)評価の対象
 - (3) 実施回数·実施手順
 - (4)評価項目
 - (5)評価
 - (6) 評価結果を踏まえた改善
 - (7) 評価結果の公表
 - (8)情報公開
 - 別紙1 自己評価の進め方の例
 - 別紙2 検定試験の自己評価シート
 - 別紙3 検定試験の情報公開チェックリスト
- Ⅲ. 検定試験の第三者評価について
 - (1)評価の目的
 - (2) 評価の対象
 - (3)評価の頻度
 - (4)評価の負担の適正化
 - (5) 評価主体・評価者
 - (6) 評価内容・項目
 - (7) 評価の方法
 - (8) 評価結果の公表
 - 別紙4 第三者評価における評価項目のイメージ(運営・組織に関する項目)
 - 別紙5 第三者評価における評価項目のイメージ(試験問題に関する項目)
 - 別紙6 検定試験の第三者評価の流れ
- Ⅳ. 国に求められる役割について

はじめに

- 一億総活躍社会の実現が求められている中、その土台として国民一人一人の 学習活動を促進するためには、各個人の学習成果が社会全体で幅広く通用し、評価され、活用できることが重要である。そのためには、学習成果を適切に評価する仕組みを構築し、学習成果の評価の社会的通用性を向上させる必要がある。
- こうした中、民間において行われている検定試験は、学習の成果を適切に評価するのみならず、学習者の継続的な学習意欲を喚起し、また、学校や企業・地域などにとっても、能力の適切な活用や人材のマッチングに資するものであり、生涯学習社会の実現にあたって大きな意義を有するものである。
- 平成20年2月に取りまとめられた中央教育審議会答申「新しい時代を切り 拓く生涯学習の振興方策について〜知の循環型社会の構築を目指して〜」におい ては、学習成果の評価の社会的通用性の向上に係る取組の第一歩として、検定試 験の質を確保する仕組みを構築する必要性などについて提言がなされた。
- この答申を踏まえ、平成20年5月に「検定試験の評価の在り方に関する有識者会議」が設置され、検定試験の質を確保する仕組みの構築に向け、評価を行う際の参考となるガイドラインの作成など、民間事業者等の主体的な取組への支援方策等について検討がなされた。さらに一部の検定事業者の協力を得て実施した自己評価の試行検証等を経て、平成22年6月には「『検定試験の評価ガイドライン(試案)』について(検討のまとめ)」が取りまとめられた。
- この「検討のまとめ」では、検定試験の質の向上や信頼性の確保を図るべく、まずは自己評価の取組が進展することが重要であるとし、その上で、希望する検定事業者に対して専門家等が行う評価(第三者評価)等の外部評価が期待されるとされた。そして、評価を行う際の参考となる評価の視点やその内容が、「実施主体」「実施内容」「実施手続」「検定結果の活用促進」「継続的な学習支援」の5項目に整理され、また、各項目について情報公開が望まれる事項が示された。
- 「検討のまとめ」を受け、平成22年11月に、有識者、検定事業者等により、「検定試験の自己評価に関する研究会」(文部科学省はオブザーバー)が立ち上げられ、平成23年2月、同研究会により、検定事業者が自己評価に取り組みやすくなるよう、「検定試験の自己評価シート」が取りまとめられるとともに、文部科学省に提供された。この「検定試験の自己評価シート」を活用し、これまで検定実施団体において、検定試験に対する評価の取組が自主的に行われてきたところである。

- さらに、平成28年5月の中央教育審議会答申「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について」では、自己評価及び第三者評価の相互の体系やその詳細について更に国において検討を深め、その結果を踏まえて、「検定試験の評価ガイドライン」を策定することが求められるとする一方で、関係者評価については、検定試験の評価の体系には今後位置付けないこととするが、検定事業者の自主的な判断で取り組むことは有意義とされた。
- 具体的には、国において、「検定試験の自己評価シート」を活用した各検定事業者の取組を一層充実するため、自己評価の項目等をガイドラインとして示すことが必要とされている。また、多様な検定試験について第三者評価を実施できるよう、適切な主体を確保し、育成することが必要であり、国は第三者評価機関を育てる観点から、第三者評価のガイドラインを作成するなどにより支援することが求められるとされている。
- 本協力者会議は、以上のような経緯を踏まえ、検定試験の評価ガイドライン を作成することなどを目的として設置され、平成28年12月より○回の検討を 行い、その成果をこのたびガイドラインとして取りまとめた。
- 本ガイドラインは、検定事業者が効果的・効率的に自己評価・情報公開・第 三者評価を行えるよう、取組のための目安として示すものである。検定試験は 多様な主体によって、様々な分野において実施されているが、各検定事業者 が、本ガイドラインを参考にして、それぞれの検定試験の内容や特色等を踏ま えつつ、一層積極的に評価や情報公開に取り組むことを期待したい。

I. 検定試験の現状と評価の必要性について

- 検定試験の評価や情報公開を通じて、質の維持向上を図り、信頼性を確保することは、広く人々の学習意欲の向上や学習成果の社会での活用促進につながるものである。さらに、検定事業を活性化する効果が期待できるとともに、学習成果を適切に生かすことのできる生涯学習社会の実現にも資するものと考えられる。
- 特定非営利活動法人全国検定振興機構がインターネット上の公表情報に基づいて調査したところ、平成25年において、1,163の民間検定試験が存在しており、それらの分野は、趣味・教養・スポーツ、コンピュータ、オフィス技能、ご当地、財務・会計・金融、医療、語学・国際業務等、非常に多岐にわたっている。
- 他方、平成26年度文部科学省委託調査「検定試験における第三者評価に関する調査研究」で実施した民間検定事業者に対するアンケート調査(調査対象: 受検者数5千人以上の90団体、回収率57.8%)によると、「検定試験の自己評価シート」を活用した自己評価を実施している団体の割合は約7割で、また、第三者評価の必要性について肯定的意見の割合は約6割であった。
- また、平成23年に全国検定振興機構が行った「第2回検定試験に関する実態調査」では、検定試験受検経験者に対し、「今後自己評価(点検)を行い、その結果を公開する検定実施団体が実施する検定試験は、受検を検討する際に安心度が増すと思いますか」と質問したところ、肯定的な回答が7割程度であった。第三者評価の安心度に関する同様の質問に対する肯定的な回答も、約7割であった。
- このように、民間検定事業者や受検者の多くが、自己評価・第三者評価の実施の必要性について肯定的に捉えており、適切な自己評価や第三者評価の普及に向けた取組が重要となっている。こうしたことを踏まえ、自己評価及び第三者評価を行う際の視点・手順・留意点などを今回とりまとめたものである。

Ⅱ. 検定試験の自己評価について

(1) 評価の目的

- 検定事業者は、検定試験を実施し、その結果を振り返ることにより、日常的 に検定試験を自己点検し必要な改善を図ることが期待される。
- これに加えて、自己評価を行い、日常的に行っている自己点検では気付かない新たな視点からの改善を図り、その結果に基づき PDCAサイクルを回すことが必要である。すなわち各検定事業者が、自ら行う検定試験について、実施目的の明確化(Plan)を図り、その目的実現に向けて適切に試験を実施(Do)し、その実施結果を評価(Check)した後、評価結果を検定試験の更なる改善(Action)につなげていくことが重要である。
- 評価の実施とその結果の公表により、受検者や活用者に対し、実施する検定 試験の質や信頼性に関する説明責任 (アカウンタビリティ) を果たすことが適当 である。

(2) 評価の対象

- 学習者の学習成果を測り、一定の基準に照らして合格・不合格の決定や達成 した水準の程度を示すもののうち、法令等に基づかず、民間の団体が実施する全 ての検定試験が広く想定される。
- 自己評価について法的な規制を課すものではないが、評価を通じ検定試験の 質の改善と向上を図るとの認識の下、検定事業者は、自らの判断により、積極 的に自己評価を行うことが強く期待される。

(3) 実施回数・実施手順

- 少なくとも毎年度1回は自己評価に取り組むことを基本とする。
- 実施手順については、別紙1に示した「自己評価の進め方の例」を参考とする。

(4) 評価項目

- 別紙2に示した「検定試験の自己評価シート」(以下「自己評価シート」という。)を参考にしつつ、個々の検定試験の目的や内容、規模等に応じた評価項目を設定することが適当である。
- 自己評価シートの評価項目は、全ての検定試験において共通して必要である と考えられる項目(番号欄が白色の項目)と、検定試験の規模や目的等に応じ て評価の実施を判断する項目(番号欄が灰色の項目)に分類される。

- 企業・学校・地域等広く社会で活用されることを目指している検定試験は、 自己評価シートの番号欄が灰色の項目についても自己評価を行うことが期待される。
- 「該」が付された項目については、各評価項目に記載している【~の場合】 に該当する場合のみ記載することとする。

(5) 評価

○ 自己評価シートの各評価項目に対して4段階(A:達成されている、B:ほぼ達成されている、C:やや不十分である、D:不十分で、改善すべき点が多い)で評価することとする。

(6) 評価結果を踏まえた改善

○ 自己評価の結果に基づき PDCAサイクルを回していくため、自己評価シートの「中項目別実態・課題・改善の方向性」欄において、改善の方向性を記載することとする。中項目レベルでの記載を前提としてはいるが、小項目(特に CやDの評価を付した項目)についても、改善の方向性を可能な限り記載することが望ましい。

(7) 評価結果の公表

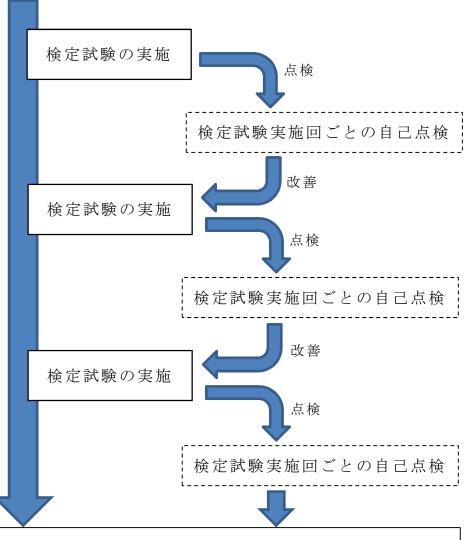
- 自己評価シートの作成に当たっては、受検者や活用者にとって分かりやすいよう、具体的に記載するとともに、平易な表現とすることが適当である。
- 検定事業者において、受検者や活用者にも分かるよう、ウェブサイト等において自己評価シートを公表することが適当である。

(8)情報公開

○ 学習者や活用者(学校・企業等)が各検定試験の信頼性を判断できるよう、 自己評価シートにおいても情報公開に関する項目を設けている(評価項目 7) が、検定事業者においては、別紙 3 に示した「検定試験の情報公開チェックリ スト」を参考として、ウェブサイト等を活用して積極的に情報公開を行うこと が求められる。

<自己評価の進め方の例>

◆前年度の自己評価の結果・第三者評価の結果(第三者評価 を受審した場合)を踏まえた当該年度の事業計画や具体的 取組の実施



- ◆自己評価の実施
- ◆自己評価の結果を踏まえた改善方策をとりまとめ
- ◆自己評価シートの作成



- ◆自己評価シートの公表
- ◆自己評価結果及び改善方策の組織内での共有
- ◆改善方策を翌年度の事業計画や具体的取組に反映

検定試験の自己評価シート

「検定試験の自己評価シート」記載上の留意点

○評価シートの作成にあたっては、受検者や活用者等にとってわかりやすいよう、具体的に記載するとともに、平易な表現とする。

○「実績・理由・特記事項等」欄について

- ・欄内に記載してある留意事項を参考に記述する。なお、記述の際には、欄内の□(チェックボックス)に係る部分を除き、留意事項は削除する。
- ・具体的に記述するとともに、可能な限り根拠(データ、数値、規定等)を記載する。(根拠が膨大な量となる場合等は、参照IIP等を記載する。)

○「評価」欄にしてた

- ・評価については、A、B、C、Dの4段階(次ページ参照)とする。
- ・自己評価であるため、達成状況等の判断は、評価者に委ねられるが、「実績・理由・特記事項等」欄の記載事項等から説明できる評価とする。

○「中項目別実態・課題・改善の方向性」欄について

・中項目レベルでの記載を前提としているが、小項目(特にC、D評価を付した項目)についても改善の方向性を可能な限り記載する。

〇評価項目の番号欄の色について

- ・評価項目の番号欄が白色の項目は、全ての検定試験に共通して必要であると考えられる項目である。
- ・評価項目の番号欄が灰色の項目については、検定試験の規模や目的等に応じて、評価の実施を判断する。
- ・企業・学校・地域等広く社会で活用されることを目指している検定試験は、全ての項目について自己評価を行うことが期待される。

〇「該(該当項目)」について

- ・【~の場合】に該当する場合のみ記載する。
- 〇小項目に記載された内容以外に独自に評価を行う事項がある場合は、項目を適宜追加する。

○「その他特記事項等」項目について

・中項目ごとに、小項目以外の特記事項等があれば記載する。

枡

自己評価実施日:平成

検定試験の自己評価シート

検定事業者名: 00000000 検定試験名: 0000000

1991年1991年1

【4段階評価の目安】 A:達成されている B:ほぼ達成されている C:やや不十分である D:不十分で、改善すべき点が多い

雪鞋 第第四四甲甲	イダロが大路 紫色・改善の方向性等	人情報の保護がなされていること。また、実施主体自			
	評価	公開と個			
小項目	実績・理由・特記事項等	【評価の視点】 検定試験を継続的・安定的に実施するために必要な組織体制や財務基盤を有するとともに、受検者や活用者(学校・企業等)への適切な情報公開と個人情報の保護がなされていること。また、実施主体自 身が、PDCAサイクルに基づき、組織的・継続的に事業を改善していく組織となっていること。	検定試験の目的を記載するとともに、受検者や活用者に対してどのように 明示しているかを記載。	備えている組織体制についてチェックし、検定試験がどのような体制で実施されているか、十分な体制であるかなどを記載。 □検定事業実施体制 □検定事業実施体制 □を職員体制 □の部チェック体制 □内部チェック体制 □をの他() (具体に記載) ※「危機管理体制」とは、災害、情報漏えい、システム障害など受検者や活	用者への重大な影響がある事態を想定した体制をいう。 財務経理情報を備え置いているかについてチェックする。 口備えている(具体に記載・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	目動型超	評価の視点】 検定試験を継続的・安定的に実施するために必要な組織体制や財が、PDCAサイクルに基づき、組織的・継続的に事業を改善してい	《検定試験の目的》 〇検定試験の目的が明確である。 1	《検定事業の実施に関する組織体制》 〇検定試験の目的を達成するための組織として、検定 事業実施体制(役職員体制、事務処理体制、危機管理 体制、内部チェック体制等)が適切に構成されている。	(検定実施主体の財務経理情報の備え置き》 の実施主体の財務経理情報を備えている(検定試験を 継続して実施している場合には、複数年分の財務経理 情報を備えている)。
—	田子 田子	に 神 を を が、		●架線・古	
	大項目				できます はまれる

開門・参わらり 2 千	中境ログスを、鉄路では、大道は、大道は、大道は、大道は、大道は、大道は、大道は、大道は、大道は、大道	な監査を受けてい				敦以外の事業をい		5法を明確に定めて 5かどうかについて	国人情報保護方針 1(例えば、個人情 すプライバシーマー は況など)を行ってい 日している場合など キュリテイ対策につ		定試験の運営等の や試験実施ごとに アンケートの結果を 5三者評価を受けた 記載。	
小項目	実績・理由・特記事項等	監査を受けているかどうかについてチェックし、どのような監査を受けているのかについて記載。 るのかについて記載。 □受けている(□内部監査、□外部監査、□その他) 〔具体に記載・・・・・・・・・・・・・・・・・・)	□受けていない(理由:	※監査は、内部監査、外部監査の両方を含む。	区分が明確であるかどうかについてチェックする。 □区分が明確である。 □区分を行っていない、又は、区分が明確でない。 □その他の事業を行っていない。	※「その他の事業」とは、他の検定試験事業や検定試験以外の事業をい う。		情報公開チェックリストをもとに、情報公開する項目や方法を明確に定めているかどうか、また、定めている通りに情報公開しているかどうかについて記載。	個人情報保護に関してどのような方針・規程(例えば、個人情報保護方針など)にどのような内容を定めているか、どのような取組(例えば、個人情報保護の体制が日本工業規格に適合していることを示すプライバシーマークを取得した上で、個人情報保護に万全を期している状況など)を行っているかを記載。また、インターネットに接続した情報通信システムを活用している場合などは、外部からの不正アクセスの防御対策などの情報セキュリティ対策につ	いて記載。	実際に組織としてどのような仕組みでPDCAに基づき検定試験の運営等の改善がなされているか(例えば、自己評価・第三者評価や試験実施ごとに行う自己債を受けた改善、受検者や活用者に対するアンケートの結果を踏まえた改善など)を記載。また、自己評価シートや、第三者評価を受けた場合には第三者評価の結果を公開しているかについて記載。	
		《検定実施主体の財務経理の監査》 〇財務経理に関して、定期的、または、適宜監査を受ける ている。			《検定事業以外の事業との区分》 ○検定事業とその他の事業の財務経理の区分が明確 □である。 □である。	XXIIV	〇その他の特記事項等。	《検定試験に関する情報公開》 〇受検者や活用者(学校・企業等)に対して、インター しる検者を活用して、検定試験の実施主体に関する事項 訂や、検定試験に関する事項 討や、検定試験に関する情報が公開されている。	《個人情報保護》 〇受検者の個人情報保護に関する方針やマニュアル ない登検者の個人情報保護に関する方針やマニュアル な等が整備されるなど、個人情報保護が徹底されている。 等が整備されるなど、個人情報保護が徹底されている。 はまれる	しその他の特記事項等。	《質の向上に向けた取組》 〇目標(Plan) 一実行(Do) 一評価(Check) 一改善(Action)というPDCAサイクルに基づき、組織的・継続的に検定試験の運営等を改善するとともに、自己評価シート等が公表されている。	〇その他の特記事項等。
	日曜日	•	4	⊖ ₩	織・対策。		9	- C)情報公開、個人# ∞	三職	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・<l< th=""><th>に向けた取 二</th></l<>	に向けた取 二
	大 画 田						□ 	<u>- 11-</u> 低試験の実:	施主体に関する事	严	1	

高部·泰伊克田村·日	中角 ロルチ級・欧路 (等 評価 ・改善の方向性等	男模等 に応じた 適切な取組を行っていること。	ているかを記載。 gが明確になっているか、 評準規格と関連している場合 も記載。	行に対してどのように示してい	出願に必要な証明書の取得 たうなことを考慮して定めてい	7するとともに、連絡先、受付	また、できるだけ多くの学習めているかなどを記載。	川の解消の推進に関する法 合理的な配慮について、そ 害を理由とする差別の解消 betu/material/1364725.htm)	への配慮、受検料の割引制 とで学校等で受検できるよう I便性の確保、検定試験の目 配慮、小さな子供を連れて れているかについて、実施し	
小項目	実績・理由・特記事項等	こ、受検手続を明確にした上で目的や内容、測	どのように定めているか、級ごとに明確になっているかを記載。 また、例えば、年齢や学年等に対応して難易度が明確になっているか、 ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR)など国際標準規格と関連している場合 はどのような関係になっているかなどについても記載。	どのような理由で制限を設けているか、受検者に対してどのように示しているかを記載。	受検手続・スケジュール等について、例えば、出願に必要な証明書の取得期間や受検者へのアンケート結果など、どのようなことを考慮して定めているのかを記載。	設置している問い合わせ窓口についてチェックするとともに、連絡先、受付時間、URLなどを記載。 □受検手続に関する問い合わせ窓口 (連絡先等を記載・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	どのような考え方で受検料を設定しているか、また、できるだけ多くの学習者が受検できるよう適正な受検料の設定に努めているかなどを記載。	当該検定試験における「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)」に基づく必要かつ合理的な配慮について、その考え方や内容を記載。 (参考) 文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針	インターネット出願などによる受検者の利便性への配慮、受検料の割引制度など受検者に応じた配慮、公平性を保った上で学校等で受検できるようにするなど近隣に受検会場がない受検者の利便性の確保、検定試験の目的や内容・規模等に応じた外国人への一定の配慮、小さな子供を連れていても受検が可能となるような配慮などがなされているかについて、実施している内容を記載。	
	野価項目	・ ・ 適正かつ公正で透明性の高い検定試験の実施体制を有するとともに、受検手続を明確にした上で目的や内容、規模等に応じた適切な取組を行っていること。	《検定試験の概要》 〇検定試験の目的に沿って、測る知識・技能、領域(分野)、対象層(受検資格等)、試験範囲、水準等が級ごとに明確になっている。	《受検資格》 【受検資格を制限する試験の場合】 〇年齢や事前の講座受講の有無等によって受検資格 が制限されている場合には、その合理的な理由が示さ れている。	《受検手続・スケジュール等》 〇試験の実施規則・要項等において、受検手続・スケ ジュールが適切に定められるとともに、常時、見直しを 行っている。	《問い合わせ先の設置》 〇受検者からの手続等に関する問い合わせ、試験後の 問い合わせ先が設置され適切に公開されている。	《受検料》 〇受検料の適正性・妥当性について点検・検証されている。	《障害者への配慮》 〇 障害者が受検する場合に、その実施に伴う負担が 過重でないときは、必要かつ合理的な配慮が行われて いる。	《多くの受検者が簡便・公平に受検できるための配慮》 〇より多くの受検者が、簡便、かつ、公平に受検できる ような配慮が行われている。	〇その他の特記事項等。
	中通田	【評価の視点】 適正かつ公	12	計 3	41	○ 財 被 非	滤 靴	17	——————————————————————————————————————	19
	大項目		1		Ħ	- 12- ・ 検定試験の実施にE	関する事項			

	・大生の人できる。									
	声声									
小項目	実績·理由·特記事項等	検定試験の作問・審査がどのような体制で実施されているか、十分な体制であるかや、実施している取組の内容(例えば、作問・審査基準の策定や、採点者に対する審査基準の周知、採点時におけるエラーチェックの実施など)を記載。	試験問題、解答等の文書の作成、印刷、搬送、保管上の管理や受検者の個人情報の管理に関して、どのような体制が組織され、どのような措置が講じられているかについて記載。	配置の状況を記載するとともに、責任者の役割が明確になっているか、事前にどのように説明・研修等を行っているかについて記載。	どのようなマニュアルが定められているか、また、どのように共通理解を図っているかを記載。	試験日の違いによって試験の条件に不公平が生じないか、適切な試験監督の体制がとられているか、試験会場に試験に関する掲示物が無いかなど、どのように公平性を確保しているかを記載。	どのように本人確認を行っているか、本人確認の考え方を記載。	特に、近年のスマートフォン等の情報通信機器の小型化・高度化を踏まえた対応などを含め、不正行為・迷惑行為防止のための対応策や対応マニュアルが定められているか、また、どのように役職員や試験当日の試験監督者等の共通理解を図っているか記載。	どのような配慮がされているか、また、そのような事態になった場合、どのような体制で対応することになっているかを記載。	
	評価項目	《作問・審査体制》 〇検定試験の目的、内容、規模等に応じて、検定試験 20 の作問体制・審査体制が適切に構成され、運営されて いる。	《情報の管理体制》 〇検定試験に関する情報管理体制が適切に構成され、 1 情報管理対策 (情報管理マニュアルの整備や担当者へ の研修・注意喚起など)が講じられている。	《各試験会場を総括する責任者の配置》 〇各試験会場を総括する責任者が配置されている。 22	《試験監督業務についての共通理解》 〇試験監督業務のマニュアルが定められており、試験 23 実施会場・機関に事前に配付されており、試験監督者 等の共通理解が図られている。	《学校等が試験を実施する会場を設けている場合の公平性の確保》 下性の確保》 【検定実施団体自らが試験を実施する会場とは別に、学校や民間教育施設等が試験を実施する会場を設け でいる場合】 〇検定実施団体自らが試験を実施する会場と同等の 公平さが確保されている。	《受検者の本人確認》 〇受検者の本人確認は、顔写真を添付した受検票の用 25 意や身分証による照合など、本人確認が確実に行われ るよう講じられている。	《不正行為等への対応策》 〇受検者の不正行為・迷惑行為防止に関する適切な対 応策が講じられるとともに、対応マニュアルが作成さ れ、職員や試験監督者等の共通理解が図られている。	《天災等のトラブルへの対応》 〇試験当日、天災や交通機関の遅延等があった場合 27 には、試験開始時刻の変更や再受検の容認など、受検機会の確保について配慮されている。	Oその他の特記事項等。 28
	中項目	2	8	2	8	◎試験実施	2	8	7	8
	人 項目 日 日				□ 被①		∞る単 風			

日本・参小豆口 女子	十分日かりを発発・大量・改善の方向性等								
	声								
小項目	実績・理由・特記事項等	配慮事項(例えば、学校行事等と重ならないような複数の受検日の設定など)について記載。		年度ごとや、年間の回ごとの試験の難易度が平準化されているか、想定していた学習指導要領の水準等に準拠しているかなど、試験結果の公平性や安定性が保たれているかについて、どのような体制で、どのような検証を実施しているか記載。		どのような本人確認を行っているかを記載。	どのような対策を行っているかを記載。	どのような対策を行っているかを記載。 ※「冗長化」とは、障害が発生する場合に備えて、システムを二重化して予備システムを準備することをいう。	
	幹価項目		《検定試験と学習指導要領との関係》 【学校の単位認定や入試等の際に活用される検定試験 の場合】 〇当該検定試験と学校教育との関係性(学習指導要領に基づく学校における学習との関連等)が明確になって いる。	《試験結果の公平性・安定性》 【学校の単位認定や入試等の際に活用される検定試験 の場合】 〇年度ごとや、年間の回ごとでの試験結果が一定のも のとなるよう検証されている。	〇その他の特記事項等。	《コンピューターを使う場合の本人確認》 【コンピューターを使って行う試験の場合】 OIDとパスワード等で本人確認が行われている。	《コンピューターの使いやすさ》 【コンピューターを使って行う試験の場合】 〇テスト画面や操作方法が受検者にわかり易くなっている。	《コンピューターの安定性の確保》 【コンピューターを使って行う試験の場合】 〇システムの冗長化、バックアップリカバリー等について適切に行われている。	〇その他の特記事項等。
		20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 2	8	Lugam 4. A. C. Am nu	22 監 32 日本 44 日本 4	233	3.4 本 1.2	(A)	38 概
-	大項目 中項	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	本本の 本を与しましましましましましましましましましましましましましましましましましましま		験の実施に		コュー 女一 松	使って行う検	

- 14-

四	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田			小項目	中項目別実態。課題
1 一番			幹価項目	実績・理由・特記事項等	評価・改善の方向性等
	【評価c 檢算	の視 ₅ 定試駒	【評価の視点】 検定試験の目的や内容が明確であり、知識・技能を測る手法や審査・採点の基準等が適切であること。	・探点の基準等が適切であること。	
		37	《検定試験の設計》 〇検定試験の目的に沿って、適切に知識・技能を測れ るよう、設計が行われている。	目的に沿って、どのように検定試験の設計がなされているか、適切なものとなっているかなどを記載。 となっているかなどを記載。 ※検定試験の「設計」とは、テストで測る知識・技能、領域(分野)、対象 層、試験範囲、実施形態(問題形式・解答形式)、水準などを定めることを 指す。	
= 4	① 測定内容・	38	《試験問題と測る知識・技能の関係》 〇検定試験の設計に従って、各問題項目がつくられて いる。	どのように設計と合致していることを検証しているか(例えば、作問委員会による検討、解答のシミュレーションの実施など)を記載。	
倭定試験の試	問題項目	39	《内容・手段等の見直しの体制》 〇知識・技術の発展や社会環境の変化に応じて、内容 や手段等を常時見直す体制となっている。	例えば、検定の内容に関わる法令の改正や科学技術の発展、学校や企業などのニーズの変化など、知識・技術の発展や社会環境の変化に対応した内容・手段等とするため、実際に組織としてどのような体制で、どのような見直しが行われているかを記載。	
・ - 15-		40	〇その他の特記事項等。		
する専項		14	《審査・採点基準の明確さ・適切さ》 〇審査・採点の基準が明確に定められてあり、また、これが当該検定試験の設計と合致している。	どのように審査・採点の基準を決めているのか、明確な基準となっているか、どのように設計と合致していることを検証しているかを記載。	
	②審査・採占	542	《主観的な評定における探点の公平性の確保》 【面接・論文・実技等の主観的評定の場合】 〇面接・論文・実技等の主観的評定について、マニュアルの周知やトレーニングの実施により採点基準についててのいた。	どのように共通理解及び公平な採点の確保を行っているかを記載。	
	•	43	〇その他の特記事項等。		

四年 第45 日四日	・改善の方向性等				
	声				
小項目	実績・理由・特記事項等	検定試験の問題内容や測定手法、審査・探点基準についての検証や継続的な改善を行う体制及び方法(例えば、受検者の解答状況を踏まえた作問委員会における検討、試験の信頼性などの統計指標による検証など)について記載。		2つのテスト間の相関関係の分析や得点の換算表の作成など、配慮している内容を記載。	
	評価項目	《試験結果に基づく試験の改善》 〇試験結果から得られるデータに基づき、検定試験の 問題内容や測定手法、審査・採点基準について検証し 継続的な改善を図っている。	〇その他の特記事項等。	《コンピューターと紙の試験の公平》 【コンピューターを使って行う試験の場合】 〇通常の紙による試験と同様の結果が得られるような 46 配慮がなされている。 該	0その他の特記事項等。 47 該
	 皿 野	◎試験結果に基づく試		④ ロソルュー &-	- を使って-
-	大項目 中項			「題に関する事項行う検定」	<u> 16-</u>

「計画の視点] (検定試験の結果が、学習成果を		実績・理由・特記事項等評価・改善の方向性等され、実際に活用されるため、検定事業者等において活用促進に向けた適切な取組を進めていること。また、受検者の継続的な学習を支口発行されている(具体に記載・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	中頃日が未婚・除題 ・改善の方向性等 こと。また、受検者の継続的な学習を支
[評価の視点] 検定試験の結果が、 接するため、検定事業者 (検定の結 (検定の結 (受検者が) (受検者が) (の受検者が) (の受検者の (受検者が) (の当該検) (の当該検が) (の過数者との (の過数者との (の過数者と) (の過数者と) (の過数者と) (の過数者と) (の過数者と) (の過数者と) (の過数者と) (の過数者と) (の過数者と) (の過数者と) (の過数者と) (の過去の) (の過去の) (の過去の) (の過去の) (の過去の) (の過去の) (の過去の)	単れている。		こと。また、受検者の継続的な学習を支
52		ら格証や認定証等が発行されているかどうかについてチェックする。 1発行されている(具体に記載・・・・・・・・・・・・・・・・・) 1発行していない 1発行していない 5級で獲得できる知識・技能について、活用者にわかりやすいようどのよう こ明らかにしているか(例えば、ウェブサイトでの明示、合格証や認定証等 こおける明記など)を記載。	
50 51		5級で獲得できる知識・技能について、活用者にわかりやすいようどのよう こ明らかにしているか(例えば、ウェブサイトでの明示、合格証や認定証等 こおける明記など)を記載。	
51		3.業能力との関係性(例えば、企業等における業務の質の向上や効率化	
51	○当該検定試験と企業等や地域等の社会における諸 に活動との関係性が明確になっている。 専地の関係性が明確になっている。 はからない ないがい はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい は	に対する効果、専門的な資格の認定要件になっているなど特定の職業の 専門性との関連等)や、地域活動や家庭生活との関係性(例えば、特定の 地域活動を行う際に求められている能力との関係等)など受検者が社会で 行う活動との関係性や、それをどのように受検者・活用者に示しているの かを記載。	
52	《受検者の継続的な学習の参考となる情報の提供》 例の受検者に対して、試験の合否だけでなく、領域ごとの へ成績など、受検者の継続的な学習の参考になる情報が 情提供されている。	例えば、当該受検者の領域ごとの成績(~の分野がどの程度できていた、~の分野がどの程度できていたいと、より上位の級の受検に向けた学習情報の提供(次の級に合格するためには~の内容の学習が必要)など、受検者の継続的な学習の参考になる情報としてどのようなものが提供されているかを記載。	
	正答、類似問題等が公開されて)性質上、公開することによって、 生じるものを除く)。	公開している場合はどのような情報を公開しているか、非公開としている場合はその理由を記載。	
《活用事例の調査・把握》 〇学校・企業・地域等での 53 把握している。)検定試験の活用事例を調査・	検定試験を活用した活動を行おうとしている受検者や、検定試験を活用しようとしている学校・企業・地域等の参考になるよう、どのように活用事例を調査・把握しているか、また受検者・活用者に分かりやすいよう公表しているか、また受検者・活用者に分かりやすいよう公表しているかについて記載。	
Oその他の特記事項等 54	特記事項等。		

検定試験の情報公開チェックリスト

このリストは、各実施主体において情報公開することが望まれる項目を掲載している。

各実施主体においては、公開する項目をチェックするとともに、その方法について「情報公開する方法」欄に記載する。

「関連する自己評価項目の番号」欄は、「検定試験の自己評価シート」の評価項目の番号を記載している。 また、「関連する自己評価項目の番号」欄が白色の項目については、全ての検定試験に共通して情報公開が必要であると考え られる項目である。「関連する自己評価項目の番号」欄が灰色の項目は、検定試験の規模や目的等に応じて、情報公開の実施 を判断する。

項目	関連する 自己評価項目 の番号	情報公開する方法 (ウェブサイト、パンフレット等 具体的に記載)
1 検定試験の実施主体に関する事項		
□ 法人の概要 □ ※団体の名称、所在地、代表者氏名等	_	□ ウェブサイト□ パンフレット□ その他()
□ 定款	_	
口 役員名簿	_	
□財務経理情報	3	
(具体的に記載: ※ 収支計算書、貸借対照表、財産目録等)		
口 個人情報保護方針など個人情報の取扱い	8	
口 事業計画書	_	
□ 事業報告書		
口 直近の自己評価シート	10	
□ 【第三者評価を受けている場合】直近の第三者評価の評価結果	10	
2 検定試験の実施に関する事項		
検定試験の概要		
□ 検定試験の正式名称	_	
□ 検定試験の目的	1	
□ 各級で測る知識・技能、分野(領域)	12	
□ 級ごとの対象層 ○ ※受検資格、主な対象となる学年・職業等	12	
□ 【受検資格を制限する試験の場合】 その合理的理由	13	
口の試験範囲	12	
級ごとの水準 ※年齢や学年等に対応した難易度、ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR)な 国際標準規格との関連、合否判定の方法と合格点等	년 12	
□ 受検手続 □ ※出願方法、受検料の支払方法、変更やキャンセルの可否等	14	
ロ 検定試験のスケジュール ※試験日程、出願期間、試験結果の判明時期等	14	
□ 試験当日に関する情報 □ ※受検会場、試験時間等	_	
受検に際しての留意事項	注 —	

- 18-

項目	関連する 自己評価項目 の番号	情報公開する方法 (ウェブサイト、パンフレット等 具体的に記載)
受検者からの問合せ先(連絡先・受付時間等)		
□ 受検手続に関する問い合わせ窓口 ※出願方法・出願期間に関する問い合わせや、受検票未着への対応等	15	
試験後の疑義申し立てなどの対応窓口 〇 ※試験結果や合格証明に関する問い合わせや、試験に関する疑義申し立て への対応等	15	
□ 受検料	16	
【受検料以外に必要な費用がある場合】	_	
□ 障害者への配慮措置	17	
□ 天災や交通機関遅延等への対応方針	27	
【学校の単位認定や入試等の際に利用される検定試験の場合】 □ 当該検定試験と学習指導要領との関係性 ※級ごとの学校段階・学年・学習内容との対応等	30	
【コンピューターを使って行う試験の場合】 □ テスト画面のイメージや操作方法等	34	
□ 【コンピューターを使って行う試験の場合】 □ 通常の紙の試験との相違点 ※出願方法、問題形式等	_	
試験結果に関する一般情報		
□ 受検者数、構成(年齢別、職業別等)	_	
□ 合格者数、合格率	-	
3 検定試験の試験問題に関する事項		
□ 【コンピューターを使って行う試験の場合】 コンピューターの試験と、通常の紙の試験の対応関係	46	
4 継続的な学習支援・検定試験の活用促進		
□ 活用者が分かりやすい形での、ウェブサイトや合格証等における各級で獲得できる知識・技能の明示	49	
□ 【企業や地域で活用される検定試験の場合】 □ 当該検定試験と職業能力との関係性や地域活動との関係性	50	
□ 受検者の継続的な学習の参考となる情報 □ ※受検者の領域(分野)ごとの成績、上位の級の受検に必要な学習情報等	51	
試験問題等		
口 過去の試験問題(年分)	52	
口 過去の試験の正答(年分)	52	
□ 【試験問題を公開していない場合】類似問題	52	
□ 【試験問題等を公開していない場合】その理由	52	
□ 学校・企業・地域等での検定試験の活用事例	53	
口 合格者の体験談や活用状況	53	
5 その他公開する事項		
□ (公開する事項を記載: ※各実施主体において適宜追加)		

Ⅲ. 検定試験の第三者評価について

(1) 評価の目的

- 検定試験の評価は自己評価が基本であるが、その自己評価結果への評価も含めて第三者評価を実施し、それに基づいて検定試験の改善を行うことで、検定試験のPDCAサイクルの質を一層向上させることが重要である。
- すなわち、自己評価に加えて第三者の視点からの評価を受けることにより、自己評価の妥当性が検証され、評価の信頼性や客観性が高まり、検定試験の信頼性の確保や、質の向上が更に促進されることが期待される。
- また、第三者評価を受けることで、自己評価では気づかなかった今後の改善点が明確になるという利点もある。第三者評価は評価が主たる目的であるが、評価の過程における様々なやり取りが結果として検定事業者に多くの気づきの点を与え、検定試験を「育てる」ために生かされることが望ましい。
- 評価の実施と結果の公表を通じて検定試験の信頼性が更に高まることにより、 検定試験の社会的な地位が一層向上し、検定事業の更なる発展につながること も期待される。あわせて、評価によって検定事業者が国際的な競争や激しく変化 する経済社会の環境に対応することも重要である。

(2)評価の対象

- 第三者評価の対象としては、自己評価と同様に、「学習者の学習成果を測り、 一定の基準に照らして合格・不合格の決定や達成した水準の程度を示すものの うち、法令等に基づかず、民間の団体が実施する全ての検定試験」が広く想定さ れ、検定事業者は、自らの判断により、積極的に第三者評価を受けることが強く 期待される。
- 特に、企業・学校・地域等広く社会で活用されることを目指している検定試験 や国の後援を受ける検定試験は、第三者評価を受けることが望ましい。なお、こ の第三者評価は誰でも直接受検機会が与えられているような検定試験が念頭に 置かれており、特定の講座の修了を条件に受検資格が得られるような検定試験 には適さない部分もあるが、これらについても当該事業者の判断により第三者 評価を受けることが考えられる。

(3) 評価の頻度

○ 検定試験の一層の質の向上の必要性と検定事業者の負担への配慮の必要性とのバランスに配慮し、3~4年に1回程度行うことを基本とすることが適当である。

(4)評価の負担の適正化

- 小規模な検定事業者でも受けられるよう、評価の費用の軽減を図るなど、第三者評価に係る経済的負担や事務負担には十分配慮が必要である。このため、検定試験の活用状況等に応じて、例えば趣味・教養的な性格の強い検定でも活用しやすいよう、事業所への実地調査を伴わず、評価項目も試験の実施運営の基礎となるものに限定した、書類審査のみによる簡易版の評価も可能とすることが適当である。
- 企業・学校・地域等広く社会で活用されることを検定事業者が目指している検 定試験、国の後援を受ける検定試験、その他検定事業者が希望する検定試験につ いては、簡易版ではなく実地検査を伴うフルセット版による評価を行うことと し、これら以外の検定試験については簡易版による評価を行うことが適当であ る。

(5) 評価主体・評価者

- 検定試験が多様な分野で実施されている中で、適切な第三者評価を行うためには、民間の多様な主体が特色のある第三者評価を実施し、検定事業者がその中から第三者評価機関を選択できることが本来的には望ましいが、現状ではこのような第三者評価体制の整備は十分には進んでおらず、今後実施体制が更に充実することが望まれる。
- 評価者として、組織・運営に関する評価については会計と法令の専門家などを、 また、試験問題に関する評価についてはテスト理論の専門家や当該試験分野の 学識経験者などを必要に応じて含めることが適当である。
- 第三者評価機関により、評価者に対する研修が行われるとともに、評価者が一定の知識を得たことを示すことが必要である。また、評価内容に偏りが生じないよう、研修においては属性が多様な人々を講義者として選ぶことが望ましい。

(6) 評価内容・項目

- 評価する内容・項目としては、大きく分けて「検定試験の運営・組織に関する項目」と「検定試験の試験問題に関する項目」に分類できる。このうち、「検定試験の運営・組織に関する項目」については、実施主体、実施内容、実施手続、検定結果の活用促進、継続的な学習支援、情報公開など別紙4に示した項目が考えられるが、具体的な評価項目については、第三者評価機関において定めることとする。
- 「検定試験の試験問題に関する項目」については、別紙5に示した項目が考えられるが、他方で個々の試験問題に関しては、各検定事業者の独自の専門性や経験を尊重することが特に重要であること、作問の体制や分析手法の妥当性を評価

すれば足りると考えられること、また評価に多大な労力と費用を要することなどから、一律に実施を求めるのではなく、知識を測定するものであっても技能を測定するものであっても、その実施の有無は、第三者評価機関及び検定事業者の判断によるものとすることが適当である。その際、主に知識を測定する検定と、主に技能を測定する検定については、それぞれ測るべき指標が異なることに応じて、評価を行うことが必要である。

- 第三者評価の際に用いる資料としては、検定試験の基本情報、自己評価の結果、 検定事業者の基本情報(定款、役員名簿、事業報告書、財務情報等)が考えられ る。
- 評価に当たっては、第三者評価機関が検定事業者に対し、あらかじめ審査の項目、基準、方法を明示することが必要である。

(7) 評価の方法

- 評価の進め方は、別紙6に示す「検定試験の第三者評価の流れ」を参考とする。
- 評価結果はフルセット版による評価の場合は4段階(S、A、B、C)で、簡 易版による評価の場合は3段階(A、B、C)で示すことが考えられ、検定事業 者の今後の運営に役立てられるよう改善点もあわせて記述することが重要である。

(8) 評価結果の公表

○ 評価結果は、検定事業者と共に、第三者評価機関においても公表することが適 当である。

第三者評価における評価項目のイメージ

(運営・組織に関する項目)

(注) 下線部は、簡易版の評価では省略してよいと考えられる項目。

1 実施主体

1-1 組織

- (1) 検定試験を実施する組織としての理念や目的が明確である。
- (2) 検定試験を実施することの社会的使命が明確である。
- (3) 検定試験を実施する組織(役職員体制、事務処理体制、作問体制、危機管理体制等)が、検定試験の目的、使命を達成するための組織として適切に構成されている。
- (4) 手続等に関する問い合わせ、試験後の問い合わせ先が設置され、受検願書やホームページ等に適切に公開されている。
- (5) 目標(Plan)-実行(Do)-評価(Check)-改善(Action)というPD CAサイクルに基づき、組織的・継続的に事業を改善している。

1-2 財務

- (6) 実施主体の財務経理情報を備えている(検定試験を継続して実施している場合に は、複数年分) (財務経理情報の例) 収支計算書、貸借対照表、財産目録等
- (7) 財務経理担当者等に対する内部牽制体制が確立されている。
- (8) 財務経理に関して、定期的または適宜監査を受けている。
- (9)【公益性のある実施主体の場合】(該当団体のみ) 検定事業とその他の事業との関係や財務経理情報等の区分けが明確である。

1-3 その他

- (10) 情報公開する項目や方法などを明確に定めている。
- (11) 受検者の個人情報保護に関する方針やマニュアル等が整備されている。

2 実施内容

2-1 目的

(12) どのような知識・技能を測るかという検定試験の目的が明確である。

2-2 内容

(13) 検定試験の内容が以下の点で明確で、検定試験の目的にかなっている。

< 検定試験で測る具体的な知識・技能とその水準> 領域(分野)/対象層(受検資格等)/試験範囲/難易度/その他

- (14) 【他に類似試験がある場合】 (該当団体のみ) 類似試験との関係性を学習者や利用者に分かりやすく示している。
- (15)【学校の単位認定や進学、就職等の際に活用される検定試験の場合】(該当団体のみ) 当該検定試験と学校教育や職業能力との関係性が示されている。
- (16) 【学校教育で活用される検定試験の場合】(該当団体のみ) 学習指導要領等に準拠している明確な説明等がなされている。
- (17)【受検資格を制限する試験の場合】(該当団体のみ) 年齢制限や事前の講座受講の有無等によって受検資格が制限されている場合に は、その合理的な理由が示されている。

2-3 手段

- (18) 知識・技能の測定手法(筆記試験、CBT試験、実技試験、面接試験等)、審査・ 採点の基準が明確である。
- (19) 【特に IT などの技術革新が著しい分野の場合】(該当団体のみ) 内容や手段、認定基準(合格基準)等の見直しを一定期間ごとに行うなどの取組 を、継続的に実施する体制となっている。

2-4 その他

(20) 試験結果から得られるデータ等に基づき、検定試験の内容や測定手法、審査・採点基準等について、質の確保や継続的な改善を図っている。

3 実施手続

3-1 事前準備

- (21) 試験の実施規則・要項等の受検手続が定められている。
- (22) 試験実施前の情報管理対策(情報管理マニュアルの整備や担当者への研修・注意 喚起など)が講じられている。(例) 試験問題、解答等の作成、印刷、搬送、 保管
- (23) 受検者に対し十分な出願期間が確保されている。
- (24) 受検料の適正性・妥当性について点検・検証されている。
- (25)【学校の単位認定や進学・就職等の際に活用される検定試験の場合】(該当団体のみ) 児童・生徒等が不利益を被らないように、配慮がなされている。
- (26) 【コンピュータを使って行う試験の場合】(該当団体のみ) PC の稼働状況等に関し、試験の前までに十分なチェックを行う体制が整えられている。

3-2 試験実施

- (27) 試験監督業務のマニュアル等が定められており、試験実施会場・機関に事前に配付されており、試験監督者等の共通理解が図られている。
- (28) 受検者の本人確認は、顔写真を添付した受検票の用意や身分証による照合など、本人確認が確実に行われるよう講じられている。
- (29) 受検者の不正行為・迷惑行為防止に対しての対応がなされている。
- (30) 試験当日、天災や交通機関の遅延等があった場合には、試験開始時刻の変更や再受検の容認など、受検機会の確保について配慮されている。
- (31) 障がい者について、検定試験の目的や内容、規模等に応じた一定の配慮が考慮されている。
- (32) 【試験監督者の外部委託等を行う場合】(該当団体のみ) 外部受託者等(法人・個人等)を総括する責任者が配置されている。
- (33) 【試験監督者の外部委託を行う場合】(該当団体のみ) 受検手続きに関する共通理解を図り、円滑に試験監督業務を遂行できるよう試 験監督者への説明・研修が実施されている。
- (34) 【試験を個別会場(法人・学校・塾等)で行うことを認めている場合】(該当団体のみ) 試験実施運営の管理が適切になされている。
- (35)【試験を個別会場(法人・学校・塾等)で行うことを認めている場合】(該当団体のみ) 受検手続きに関する共通理解を図り、厳正公平・適切に試験実施を遂行できる体 制がとられている。
- (36) 【コンピュータを使って行う試験の場合】(該当団体のみ) ID とパスワード等で本人確認が行われている。
- (37) 【コンピュータを使って行う試験の場合】(該当団体のみ) システムの冗長化等、機器に不具合が生じても試験が継続できる体制が整えられている。
- (38) 【コンピュータを使って行う試験の場合】(該当団体のみ) 何らかの理由で試験が途中で止まっても、停止箇所から試験が再開できる等、バックアップリカバリー体制が整えられていること。
- (39) 【児童・生徒や学生を対象とした検定試験の場合】(該当団体のみ) 受検者の利便性確保の観点から、公平性を保った上で、試験実施会場として学校 や民間教育施設等が活用されている。
- (40)【試験実施会場として学校や民間教育施設等を活用している場合】(該当団体のみ) 公平性・公正性が確保(試験日、試験監督の体制、試験会場に試験に関する掲示 物が無いか等)されている。

3-3 事後対応等

(41) 試験結果に関する一般情報(受検者数及びその構成、合格者数、合格率等)が、 適切に公開されている。 (42) 受検者への学習支援の観点から、試験問題や正答が公開されている(ただし、試験の性質上、公開することができないものを除き、事後の作問等に影響を及ぼさない範囲で)

4 検定結果の活用促進・継続的な学習支援

4-1 検定結果の活用促進

- (43) 検定試験の結果を証明する合格証や認定証等が発行されている。
- (44) 合格証や認定証等が発行されている場合には、受検者が獲得した又は保持している知識・技能の内容が一見して判断し得る記載がある。
- (45) 試験結果の活用に係るニーズを把握するための取組(受検者や利用者(学校・企業等)に対するアンケート調査等)が行われている。

4-2 継続的な学習支援

- (46) 段階的・継続的な学習をサポートする過去問題、類似問題などの参考となる資料 が提供されている。
- (47) 学習意欲の促進のため、受検者の知識・技能レベルなどの情報を提供している。

5 情報公開

5-1 実施主体

- (48) 実施主体の「組織」に関する情報が公開されている。
- (49) 実施主体の「財務」に関する情報が公開されている。
 - (50) 実施主体の「情報公開や個人情報保護の方針等」に関する情報が公開されている。

5-2 実施内容

- (51) 検定試験の「目的」に関する情報が公開されている。
- (52) 検定試験の「内容」に関する情報が公開されている。
- (53) 検定試験の「手段」に関する情報が公開されている。

5-3 実施手続

- (54) 検定試験の「事前準備」に関する情報が公開されている。
- (55) 検定試験の「試験実施」に関する情報が公開されている。
- (56) 検定試験の「事後対応」に関する情報が公開されている。

5-4 検定結果の利用促進

(57)「検定結果の利用促進」に関する情報が公開されている。

5-5 継続的な学習支援

(58) 検定試験の「継続的な学習支援」に関する情報が公開されている。

第三者評価における評価項目のイメージ

(試験問題に関する項目)

(注)網掛け部分は、評価が困難であることが考えられる項目のため特に御議論願います。

1 テストの妥当性

1-1 テスト設計

テスト作成段階で設計(測定領域・測定形式・設問数・問題内容等)が的確にされており、問題内容、解答形式の基準が明確である。

- (1) 解答形式、解答時間、配点等が設計図通りに作成され、テスト結果も妥当である。
- (2)回答方法の説明等で、不注意によって誤った回答が導かれることを防止するため の教示が具体的になされている。

1-2 測定内容

テストの測定対象が明確である。

- (3) 測定しようとする特性(上位概念)が明確に定義されている。
- (4) 測定しようとする特性(上位概念)が、複数の下位の特性で構成されている場合は、その構造が明確である。

テスト全体の測定内容が明確である。

- (5) 出題領域(分野)が、当該検定試験で定義されたものに合致している。
- (6) 出題範囲が、当該検定試験で定義されたものに合致している。

1-3 尺度構成

判定基準が明確である。

- (7) 審査・採点・合否の基準が明確であるとともに、可視化した文書として存在する。
- (8) テスト得点あるいは合否基準等の水準の一貫性が保持されている。

2 テストの得点信頼性

2-1 テスト設計

テストの信頼性に関する証拠が明確である。

(9) 信頼性係数が数量的に明示されている、あるいはそれに準ずる証拠が明示されている。

2-2 問題制作の信頼性

問題項目作成者の選定・トレーニングを適切に行っている。

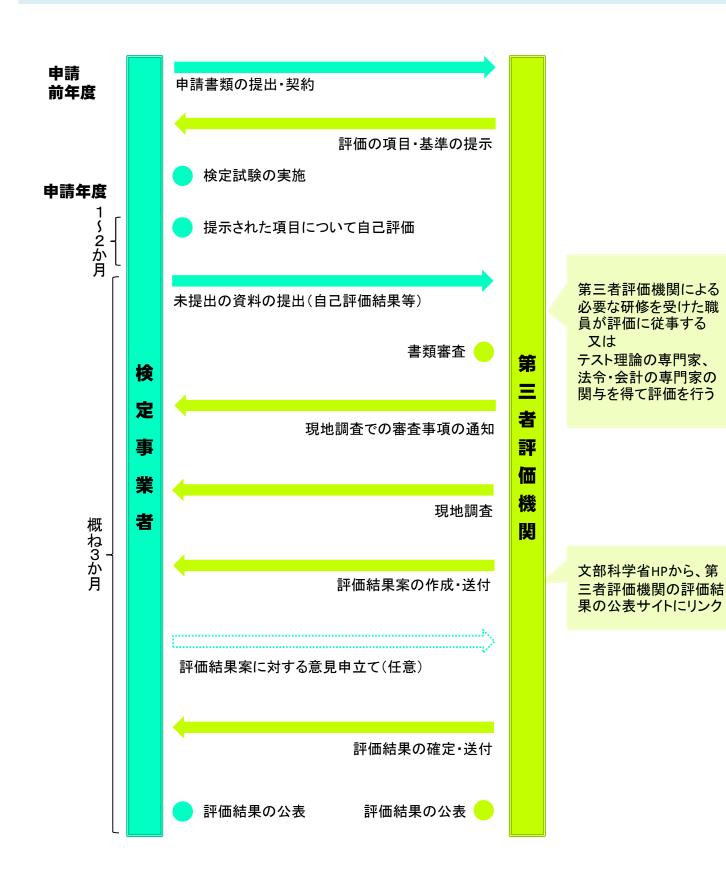
(10) 具体的な人員選定・トレーニングの方式が定義されている(問題の内容・表現が、テストの目的に照らし合わせて適切に作成するためのトレーニング等)

2-3 採点手続きの信頼性

採点手続きの設計が適切に行われている。

(11) 具体的な採点手続きに関する方式が定義されている(特に主観的な評定によって採点を行うテスト「記述式試験」「実技試験」「面接試験」等において、採点基準が明確で、すべての評定者が理解し共有しているかどうか等)

検定試験の第三者評価の流れ



Ⅳ. 国に求められる役割について

- 検定試験の評価が社会において普及・定着するためには、本ガイドラインの内容について、検定事業者等に対して丁寧に説明して理解を得ることが求められる。
- 特に第三者評価が幅広く実施されるためには、国が第三者評価事業を後援することや、第三者評価等の結果を受検者等に公表するための場を提供することを含め、国による積極的な広報・啓発が必要である。第三者評価については、小規模検定事業者等に対する経済的負担・事務負担の軽減なども求められる一方で、事業として定着するために多くの検定事業者に積極的に受けてもらえるよう、このような広報・啓発などの取組が重要である。
- また、今後第三者評価機関が適切に育成されるなど、検定試験の評価が円滑に 実施されるためには、本ガイドラインを踏まえた第三者評価の試行的な事業の実 施や、自己評価の手引きの作成など、評価の普及・定着に向けた更なる取組が期 待される。